

学長懇談と 2016 年人事院勧告の概要

新執行部が発足し、8月2日(火)に学長懇談を行ない、8月8日(月)に2016年の人事院勧告が出ました。ここでは、学長懇談と人事院勧告の概要をお伝えします。

学長懇談報告

組合の四役と使用者の間で、今後の交渉の進め方やお互いの考え方を含め懇談を行ないました。時間は30分程度でした。

組合からは、昨年度の交渉・協議について、前学長体制の際の交渉とは異なり、組合からの要求に一定の理解を示し、持ち帰り検討していることを評価し、労使関係が回復の傾向にあることを確認しました。また、使用者が持ち帰って検討している事項について、今後の交渉で回答されることも確認しました。ただし、「こぼと保育園」保育士の待遇改善についての交渉は、震災からの復旧で多忙を極めてはいますが、急を要する問題であるため、早急に開催することを要求しました。

学長は昨年度と同様に「きちんと説明責任を果たすのが、私の考えるリーダーシップである」と述べた上で、震災からの復旧に伴う再開発について、およそ次のように述べました。“震災からの復旧に伴う再開発については、駐車場の問題もかかわってくる。黒髪地区・大江地区の駐車場有料化は今年10月から実施する予定であったが、今後3年間は延期することになる。大学使用者側は、教職員や学生に対してきちんと説明し協力をお願いしていくが、組合にも協力をお願いする”と。

給与問題について、学長は“人件費に余裕があれば、できる限りのことをしたいが、余裕がなければかなり厳しくなる”と述べ、毎年減額される1.2%(約1億円)の基盤研究費の削減が人件費に及ぼす可能性も示しました。ただでさえ、賃金の引き上げが困難になる状況のなか、熊本地震が起きました。“震災からの復旧に係る経費が全額政府から支給されるのであれば、人事院勧告に対応することができるかもしれないが、いくらかでも熊本大学が負担を強いられることになれば、人件費に影響する可能性がある”と学長は述べました。つまり、熊本地震の影響によって、2016年人事院勧告に対応した賃金の引き上げが100%実施できなくなる可能性があるということです。

昨年度でも、全国の幾つかの国立大学法人では4月に遡っての給与引き上げができていないところがありました。今年度は、熊本大学もその一つになる恐れがあります。しかし、熊本大学の教職員は、震災直後から献身的に大学の復旧に取り組み、大学の社会的使命を果たすよう尽力しています。

熊大使用者は、人件費よりも建物や設備費の確保を重視しているのではないかととれる発言や、熊本大学職員のラスパイレス指数の低さを認めながらも、“熊本県の生活費が首都圏より低い、昨年のように首都圏が賃上げできない状況が続けば給与較差が縮まっていくだろう”といった認識も示しています。組合は、熊本大学教職員の尽力が報われるよう2016年人事院勧告に対応した賃上げの実施を目指して粘り強く交渉に臨んでいきます。

2016 年人事院勧告

我われ国立大学法人の給与決定に大きな影響を与える2016年人事院勧告の特徴は、月例給およびボーナスが若干引き上げとなったものの、来年度からは扶養手当が大幅に減額されたことです。その減額分を原資に子に対する手当に重点配分され、夫婦・子供1人家族の場合、3,000円程度の手当減額となります。子供が2人以上の場合には増額となりますが、総じて、年間収入ベースでは現状維持ないしプラスの勧告内容と言えます。なお、「同一労働・同一賃金」の実現に向けた政府の方針に反し、今年度も非常勤職員の待遇については何も示されませんでした。再任用職員の勤勉手当については改善され、民間労働法制の改正に対応した育児休業・介護休暇等の改善も勧告されています。

このニュースでは、人事院勧告の主な内容を紹介します。組合員の方には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』(2016年人事院勧告特集号)をお届けします。

2016 年人事院勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ


- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
 - 初任給1500円引き上げ、若年層も同等の改善
 - 中・高年層は400円の引き上げ(平均改定率0.2%)
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
 - 配偶者に係る手当額：13,000円から6,500円に半減
 - 子に係る手当額：6,500円から10,000円に増額

育児休業・介護休暇の改善意見・勧告

- ① 介護休暇の分割(3回まで可能)
- ② 「介護時間」の新設(最長連続3年、1日2時間まで)
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大

	熊本大学教職員組合	
	No. 2 2016. 8. 12	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/